

川崎町建設工事条件付一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5及び第167条の5の2の規定により、町が発注する建設工事に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の実施に関し、川崎町財務規則（昭和52年川崎町規則第7号。以下「規則」という。）及び川崎町建設工事執行規則（平成8年川崎町規則第7号。以下「執行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 対象工事は、原則として予定価格5千万円以上の工事を対象とする。ただし、令第167条及び令第167条の2に該当する場合及び災害復旧工事について、この限りでない。

(入札参加資格)

第3条 入札に参加できる者は、次に掲げる資格及び条件を満たさなければならない。

- (1) 川崎町の競争入札参加資格承認書の交付を受けていること。
- (2) 令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 公告日から入札日までの間に指名停止の期間中にないこと。
- (4) 当該工事に係る設計業務の受託者でないこと。また、当該受託者と資本面又は人事面において関連がないこと。

2 前項に掲げるもののほか、発注する対象工事の内容により、個別の入札参加資格及び条件を設けることができるものとする。

(入札参加資格及び条件の決定)

第4条 前条第2項に規定する個別の入札参加資格及び条件は、川崎町契約業者選定委員会（以下「委員会」という。）で決定する。

(入札の公告)

第5条 町長は、令第167条の6、規則第91条及び執行規則第6条の規定により公告（以下「公告」という。）するほか、町ホームページその他の方法により周知するものとする。

(設計図書等)

第6条 入札に付された工事の仕様書及び図面等（以下「設計図書等」という。）は、公告により指定した期間及び場所において閲覧に供するものとする。

2 入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、設計図書等の写しの配布を有償で受けることができる。

3 申請者が設計図書等において質問する場合は、質問書（様式4）により回答を求めることができる。

4 町長は、前項により提出された質問書について、設計図書等に関する回答書（様式5）を作成し閲覧場所で閲覧に供するとともに、質問者に回答をするものとする。

5 質問書の受付期間並びに回答の期限は、公告により指定するものとする。

(入札参加資格承認申請)

第7条 対象工事の申請者は、入札参加資格承認申請書（様式1）（以下「申請書」という。）に必要な事項を記入し、第3条に掲げる資格条件を証明する資料（以下「資料」という。）を添えて、公告に定める提出期限までに正副2部を持参の上、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、申請書正副2部に受付番号を付し、そのうち1部を申請者に返却する。

（入札参加資格の確認及び承認）

第8条 契約を所管する課長等は、申請書の内容が第3条に掲げる資格及び条件を満たしているか否かを確認し、委員会の審査を経て、その適否を承認する。

（入札参加資格確認結果の通知等）

第9条 町長は、入札参加資格の確認結果について、有資格者と承認した者には、入札参加資格承認通知書（様式2）により通知する。また、不適格と認められた者（以下「不適格者」という。）には、理由を付して入札参加資格不承認通知書（様式3）により通知する。

2 町長は、前項の不適格者よりその理由について説明を求められた場合は、速やかに回答するものとする。

（入札の執行等）

第10条 入札に当たっては、規則第97条第1項の規定により、調査基準価格を設定するものとする。

2 予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 再度の入札において、落札者が決定しなかった場合は、この入札を中止若しくは令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約により契約を締結することができる。

4 その他、入札の執行等に関し必要な事項は、川崎町低入札価格調査制度実施要綱（平成30年要綱第17号）に定める。

（入札保証金）

第11条 規則第93条及び執行規則第9条の規定によるもののほか、入札参加資格者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認める場合は、入札保証金を免除することができる。

（入札の無効）

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（1）入札参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札参加心得において示した条件等に違反した入札。

（2）入札参加資格を承認された者で、入札時点においてその入札の入札参加条件に該当しなくなった者のした入札。

（申請書及び資料の取扱）

第13条 申請者から提出された申請書及び資料は、申請者に返還しないものとする。

（特定建設工事共同企業体の取扱）

第14条 第3条第2項に規定する条件として、特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」

という。)の結成を求める場合は、川崎町建設工事共同企業体運用基準(平成8年川崎町告示第25号)によるものとする。

- 2 特定企業体の結成は、公告に定める特定企業体の構成員の資格要件を満たすものの任意結成とする。
- 3 同一工事に係る特定企業体の構成員は、他の特定企業体の構成員と重複することはできない。
- 4 特定企業体による入札参加希望者は、特定企業体を任意に結成した後、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書及び条件付一般競争入札参加資格承認申請書(様式6)(以下「申請書等」という。)に必要事項を記入し、資料を添えて公告に定める提出期限までに正副2部を持参の上町長に提出し、審査を受けなければならない。
- 5 町長は、申請書等を受理したときは、申請書等に正副2部とも受付番号を付し、そのうち1部を申請者に返却する。
- 6 第7条の規定は、特定企業体の入札参加資格を承認する場合に準用する。
- 7 町長は、入札参加資格の確認結果について、有資格者と承認した者には、通知を省略することができる。ただし不適格者と認めた者には、理由を付して特定建設工事共同企業体入札参加資格不承認及び条件付一般競争入札参加資格不承認通知書(様式7)により通知する。

(契約保証金)

第15条 契約保証金は、規則第105条及び第106条並びに執行規則第22条及び第23条の規定によるものとする。

(入札参加者選定基準)

第16条 入札参加者を選定するに当たっては、当分の間、建設工事指名競争入札参加者指名基準(平成8年川崎町告示第24号。以下「指名基準」という。)第2条の別表第1を準用する。この場合において、別表第1設計額の欄中「1億円」とあるのは、「5千万円」と読み替えるものとする。

又、本要綱第8条による入札参加資格承認業者数が2社に満たない場合は、入札を中止することができる。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年要綱第22号)

この要綱は、平成23年10月6日から施行する。

附 則(平成30年要綱第18号)

この要綱は、平成30年7月17日から施行する。

附 則(令和2年要綱第30号)

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則(令和4年要綱第7号)

この要綱は、公布の日から施行する。